

チェックシート 【②亡くなられたとき】 (1/3)

区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

1F						
チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	死亡届 死亡の事実を知った日から7日以内 ■届出人の住所地、所在地、死亡者の本籍地、死亡地	親族 同居者 家主等	・届書（死亡診断書）	5	戸籍住民担当	オレンジ
	国民健康保険 (国民健康保険にご加入の方) 死亡した日の翌日から14日以内 ■葬祭費の支給申請のお問い合わせは、「国保・後期医療給付事務センター」へ（お問合せ先：075-606-8929）	親族	・国民健康保険資格確認書又はマイナンバーカード ・届出人の本人確認書類 (運転免許証・パスポート等)	10	保険年金担当	ピンク
	後期高齢者医療 死亡した日から14日以内 ■葬祭費の支給申請のお問い合わせは、「国保・後期医療給付事務センター」へ（お問合せ先：075-606-8929）	親族	・後期高齢者医療資格確認書又はマイナンバーカード ・届出人の本人確認書類 (運転免許証・パスポート等)	10		
	重度障害老人健康管理費	親族	・重度心身障害老人健康管理事業対象者証	11		
	国民年金（加入者）	親族	・健康保険資格確認書又はマイナンバーカード ・届出人の本人確認書類 (運転免許証・パスポート等)			
	国民年金（受給者）	相続人	・障害基礎年金・老齢福祉年金は、年金証書他 ・老齢基礎年金・遺族基礎年金は、年金証書他	京都西年金事務所		
	敬老乗車証	親族	・敬老乗車証	20	健康長寿推進課	緑
	老人医療	親族	福祉医療費受給者証 (老)			
	介護保険 ※65歳以上の方及び40歳～64歳で要介護認定を受けておられた方 死亡した日から14日以内	親族	・介護保険被保険者証 ・各種減額証（お持ちの方のみ）	21		
	被爆者健康手帳 葬祭料支給申請	喪主	右記までお問合せください。	24	医療衛生コーナー	紫
	飲食店等 (営業許可・届出) 理容所・美容所 クリーニング所 公衆浴場等	親族 又は 代理人	右記までお問合せください。 死亡後、ただちに手続きをお願いします。 ※旅館業（民泊含む）は、医療衛生センター TEL：746-7209	80		
	飼い犬登録変更	新しい飼い主	・犬の登録事項変更届			

チェックシート 【②亡くなられたとき】 (2/3)

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	重度心身障害者医療	親族	福祉医療費受給者証 (障)	50	障害保健福祉課	
	身体障害者手帳	親族	・該当する手帳			
	療育手帳					
	精神保健福祉手帳					
	特別児童扶養手当 死亡した日から14日以内	親族	右記までお問合せください。			
	特別障害者手当 障害児福祉手当 死亡した日から14日以内	親族	右記までお問合せください。			
以下、お亡くなりになられた方（保護者、児童）により手続きが異なります。						
	児童手当	親族	右記もしくは、市役所にお問合せください。 (申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。)	51 52	子どもはぐくみ室	緑
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     ▶保護者が亡くなられた場合は、亡くなられた方の配偶者から改めて申請してください。(15日以内) 請求手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられませんのでご注意ください。                 </div>						
	子ども医療	親族	右記もしくは、市役所にお問合せください。 ・子ども医療費受給者証 (申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。)			
	保育所	保護者	右記までお問合せください。			
	幼児教育・保育の無償化	保護者	右記までお問合せください。			
	児童扶養手当	ひとり親家庭の 父母 又は親族	右記までお問合せください。			
	ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭の 父母 又は親族	右記までお問合せください。			

\* 京都市子ども家庭支援課分室 TEL222-3777 (同分室のみ郵送可)  
〒604-8571 中京区上本能寺前町488 京都市役所北庁舎6階

※ 土地や建物の「相続による所有権移転登記」は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。  
 京都西年金事務所 TEL: 323-1170 右京区西京極南大入町81 (天神川五条上の一筋目西入)  
 年金ダイヤル TEL: 0570-05-1165 ※IP電話・PHSから03-6700-1165

## チェックシート 【②亡くなられたとき】 (3/3)

### 市税に関すること

現在、区役所内に市税の窓口はありませんので、税に関するお問合せは、区役所2階（西側）に設置しております税所属直通電話を御利用いただくか、以下の問合せ先に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

#### 固定資産税（土地・家屋）に関すること

【市税事務所固定資産税室固定資産税第3担当】中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光

#### 軽自動車税（種別割）に関すること

【軽自動車税事務所】 伏見区深草中川原町13番地の7 京都管理基地事務所2階  
【軽自動車税事務所（分室）】中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階  
(TEL: 213-5467)

※税所属直通電話の運用時間は8:45~17:00

管理所属は京都市役所行財政局税務部税制課 (TEL: 222-3155)